

# 中期目標・中期計画(素案)

国立大学法人北海道教育大学

平成21年6月26日

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>(前文) 大学の基本的な目標</b></p> <p>－ 人が人を育てる北海道教育大学 －</p> <p>「北海道教育大学憲章」のもと、第一期中期目標期間の「大学再編」の成果と課題を踏まえ、学士課程及び修士課程の学位の質を保證する教育体制を実現する。そのために教員組織の抜本的改革、カリキュラム改革、大学院改革を進め、学校現場や地域の課題につながる実践的な研究を推進するとともに、学生支援を充実させ、「常に学生を中心とした(Students-first)」大学を目指す。</p> <p>また、本学は次の5点に重点を置き、教育大学としての特色化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院をはじめとした教育に関する高度な専門的職業人と人間地域科学・芸術・スポーツに関する専門的知識技能を持ち幅広い教養を備えた職業人の養成を目指す。</li> <li>・へき地・小規模校教育など学校現場や地域の課題の解決となる教育研究を重点的に進めることにより、国際的にも意義のある教育研究を実現する。</li> <li>・地域の教育研究の拠点として、教育委員会等と連携し、教員免許状更新講習・地域連携事業等を積極的に推進し、「北海道になくてはならない大学」を目指す。</li> <li>・国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進する。</li> <li>・大学と一体となった附属学校の運営を推進し、学生の教育研究の場として積極的に活用するとともに、先導的・実験的な教育研究を実現する。</li> </ul>	
<p>◆ <b>中期目標の期間及び教育研究組織</b></p> <p><b>1 中期目標の期間</b> 平成22年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p><b>2 教育研究組織</b> 中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p>	

<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b></p> <p><b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</b></p> <p>① 学位授与の方針を明確にし、それに基づいた教育を実施する。</p>	<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1 入学者受入の方針, 学位授与の方針, 教育課程編成・実施の方針を確立し, 明確な成績評価基準に基づいた教育を実施し, 学位を授与する。</p> <p>2 教養教育を改善し, 入学前教育, 補習教育, 初年次教育とともに体系的に実施する。</p> <p>3 単位の実質化を実現するために, CAP制, GPA制度, シラバスの作成と活用, 厳格な成績評価等の一体的運用を推進する。</p>
<p>② 特色ある多様な教育内容・方法を実現する。</p>	<p>4 学士課程において, へき地・小規模校教育, 特別支援教育, 食育, 理数科教育, 環境教育, 小学校外国語活動, 地域支援実践等, 北海道の特色を活かしながら特色ある教育内容を重点的に推進するとともに, 専門職学位課程及び学校臨床心理専攻を中心に, 教育現場のニーズを反映した教育内容・方法を実現する。</p> <p>5 本学独自の広域圏授業をはじめとするICT等を活用する教育方法を改善し, 実践する。</p>
<p>③ 入学者受入の方針に基づくより適切な入試を実現し, 安定的に入学学生を確保する。</p>	<p>6 質の高い入学学生を確保するために, 現行入試制度全般を検証し, 改善するとともに, 学部・大学院の課程・専攻に即したきめ細かい入試広報を実施する。</p> <p>7 エデュケーション・カフェや出前授業等を通じて中・高校生の教育・研究への関心を喚起するなど, キャリア教育を支援するため中・高等学校との連携を深める。</p>
<p>④ 国際化推進の一環として, 留学生を積極的に受け入れる。</p>	<p>8 修士課程で秋季入学制度を導入し, 大学院生の受入れに関して, 現地での入学試験の体制, 留学生が行うTA制度, 日本語教育の体制を充実させるとともに, 英語による授業・指導体制を導入する。</p>
<p><b>(2)教育の実施体制等に関する目標</b></p> <p>① 各課程の人材養成の目的に沿った全学一体の教育組織を編制する。</p>	<p><b>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>9 各課程の人材養成の目的を達成するために, 全学一体の教育組織の編制方針を定め, 責任ある教育組織を構築する。</p>

<p>② 教員の教授能力を高める活動を組織的に展開して、教育の質を改善する。</p>	<p>10 教育活動の評価の利用を含め、全教員による授業改善の実施体制を充実させ、教育の質の恒常的改善を行う。</p>
<p>③ 自学・自習環境を中心に教育環境を充実させる。</p>	<p>11 ICTを活用できる環境及び自学・自習環境等、教育環境を整備する。</p> <p>12 学生の自学・自習を推進するため、図書館の蔵書・学習環境等を整備し、学習支援の場としての図書館を充実させる。</p>
<p><b>(3) 学生への支援に関する目標</b></p> <p>① 学生に対する学習支援、自主的活動支援及び経済支援を充実させる。</p> <p>② 快適で安全な学生生活環境を整備する。</p> <p>③ 就職率を向上させるために就職支援を拡充する。</p>	<p><b>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>13 電子ポートフォリオの活用を含め指導教員(アカデミック・アドバイザー)による学習支援体制を充実させる。</p> <p>14 授業料免除基準枠にとらわれず、必要に応じて学長裁量により、経済的理由から就学困難な学生を支援する。</p> <p>15 課外活動等の学生の自主的な活動を支援する。</p> <p>16 学生寮を整備し、管理運営体制を見直す。</p> <p>17 学生の生活上及び心身の健康上の問題の解決に向けて、学生相談体制を充実させるとともに、教育大学生としての倫理観、遵法精神、人権侵害及び薬物使用の防止等に関する教育・広報活動を徹底する。</p> <p>18 キャリア支援員による学生の就職支援や学生の就職意識向上のための施策を充実させ、指導教員(アカデミック・アドバイザー)による継続的な就職支援を行う。</p>
<p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b></p> <p>学校現場や地域の課題解決につながる研究を推進し、成果を地域社会のみならず世界に発信できる水準を目指す。</p>	<p><b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>19 必要な資源を重点的に投入し、学校現場や地域の課題解決につながる研究プロジェクトを推進する。</p> <p>20 「へき地・小規模校教育」をはじめ、「食育」、「環境教育」、「特別支援教育」に関する研究を重点的に支援して、本学の特徴的な研究を創造する。</p>

	<p>21 小・中学校の理数科教育について、教育内容・方法を研究・開発し、その成果を現職教員研修など学校教育支援や国際協力に活かす。</p> <p>22 研究成果の社会への還元のため、シンポジウム、研究成果報告会を積極的に開催するとともに、国際会議等の開催・出席に積極的に関わる。</p>
<p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標</b></p> <p>中期目標期間の研究を機動的に推進し、研究環境を整備するために学術研究推進室を中心としたマネジメント体制を確立する。</p>	<p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>23 学術研究推進室に、「研究支援コーディネータ(仮称)」を配置し、各種研究助成や研究動向に関わる情報、研究環境改善に資する情報等を専門的に収集して、本学の研究を推進する。</p> <p>24 学術研究推進室が中期計画に関わる研究チームを統轄し、研究費を戦略的に配分して研究を推進する。</p> <p>25 研究専念制度の活用を促進するため、研究時間確保や研究費支援等の方策と併せて制度の見直しを行い、必要に応じて改善する。</p> <p>26 研究の質の向上のため、研究活動の自己点検評価を実施し、評価結果を踏まえて研究活動の見直しを行う。</p>
<p><b>3 その他の目標</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</b></p> <p>① 北海道の実態を踏まえた社会貢献を一層効果的に進める。</p> <p>② 現職教員の資質能力の向上と、子どもがよりよく育つ環境づくりに貢献する。</p>	<p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>27 「北海道地域教育連携推進協議会」を積極的に活用し、北海道の教育課題に、より具体的・継続的に取り組み、その成果を普及させるとともに、各校長会・教育関係団体との連携を推進する。</p> <p>28 相互協力協定先や地域コンソーシアムとの活動を深め、学校支援・地域教育支援などの諸事業を展開し、社会貢献に関わる事業を体系化し、事業の成果を普及させる。</p> <p>29 教員免許状更新講習を積極的に実施するとともに、教育委員会や他大学と連携し、北海道の教員免許状更新講習の連絡・調整において、積極的な役割を果たす。</p> <p>30 へき地・小規模校教育、食育、小学校外国語活動などの学校教育の諸課題について、教育委員会や教育研究所、学校と協働して北海道の実情に応じた実践的な取組を展開する。</p>

<p>③ 本学教員の教育研究活動に基づく学習の場を積極的に提供するなど、地域社会の発展に貢献する。</p>	<p>31 地域の教育・文化の拠点として、公開講座や出前授業、講師派遣やボランティアの派遣などに積極的に取り組むとともに、北海道教育委員会主催事業等の地域ぐるみの教育活動に積極的に参画する。</p>
<p><b>(2)国際化に関する目標</b></p> <p>「国際戦略室」を設置し、「国際化推進基本計画」を策定し、国際交流・協力事業を積極的に展開する。</p>	<p><b>(2)国際化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>32 「国際化推進基本計画」に基づき、留学生数を年間120人にすることを旨とするとともに、学生の派遣、教育研究交流・国際会議を積極的に推進する。</p> <p>33 文部科学省・JICA・JICE等と協力して、理数科教育を中心に国際協力事業を推進する。</p> <p>34 海外研修など、教職員の英語力向上プロジェクトを推進する。</p>
<p><b>(3)附属学校に関する目標</b></p> <p>① 大学と一体となった附属学校の運営を推進する。</p> <p>② 大学と附属学校との連携を密にして、教育及び教員養成に資する先導的、実験的な教育・研究を推進する。</p> <p>③ 附属学校の多様な特色を生かし、国、地域の教育機関との連携を密にして、社会貢献・地域貢献・国際貢献等に寄与する。</p>	<p><b>(3)附属学校に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>35 理事、校長等による「附属学校運営会議」をより機能的にし、学長のリーダーシップによるマネジメント体制を一層推進する。</p> <p>36 大学と附属学校の連携を強化し、新任大学教員の研修の義務化など、大学教員のFD活動の場として附属学校を積極的に活用したり、大学と附属学校とが連携して行う研究活動を継続的に推進して成果を教育現場に還元する。</p> <p>37 教育実習、教科教育学等に関して大学と連携し、学生の実践的な学びの体系化を推進するとともに、学生の実践的な学びの場としての役割を積極的に果たす。</p> <p>38 国の拠点校として、先導的・実験的な教育・研究など国の教育政策を推進するとともに地域教育の「モデル校」として地域の教員の資質・能力の向上や教育活動の推進に寄与する。</p> <p>39 国際交流・協力センターと協力して理数科を中心に国際協力事業を推進し、国際的に教育の向上に寄与する。</p>
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p>

<p>① 学長のリーダーシップのもとに全学的なガバナンス体制を確立する。</p>	<p>40 中長期的な見通しのもと「財政計画」を策定し、全学的視点に立ち、評価を踏まえた効果的・効率的な予算配分を実施する。</p> <p>41 学長裁量の教員枠を確保し、戦略的な教育研究に機動的に配置する。</p>
<p>② 教育研究の目的の効率的・機動的な達成に向けて、全学一体の教員組織を再構築する。</p>	<p>42 教育組織の編制方針を基本としつつ、効率的・機動的な視点を踏まえた「教員配置・採用方針」を策定し、全学一体の教員組織を再構築する。</p> <p>43 各課程について専攻・コースごとに教育成果を検証し、必要に応じて機動的な見直しを行う。</p>
<p>③ 大学院に関し、目的とする人材が適切に養成されているかどうかを検証し、併せて社会の状況及びニーズを踏まえて必要な組織の見直しを行う。</p>	<p>44 教員組織の再構築に合わせて、修士課程や専門職学位課程の専攻・専修・コースの在り方等の検討を行い、学校現場や社会状況、あるいは社会のニーズ等にも照らして、必要に応じた組織の見直しを行う。</p> <p>45 連合大学院への参画、共同大学院の可能性等の検討を行い、博士課程の設置を目指す。</p>
<p>④ 経営協議会の運営を活性化し、真に有用な大学経営に資する。</p>	<p>46 経営協議会外部委員の意見を汲み取る工夫をし、活性化に資する。</p>
<p>⑤ 教職員の能力開発を行う。</p>	<p>47 FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に能力開発に取り組む。</p> <p>48 人事評価システムについて、検討課題を実証的に確認し、給与に反映させるシステムとして充実させる。</p>
<p>⑥ 男女共同参画を積極的に推進するとともに、教員構成の多様化の推進に向けて環境や条件を整備する。</p>	<p>49 国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を目指し、女性教員を着実に増加させることにより、男女共同参画を推進する。</p>
<p><b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</b></p> <p>業務内容の見直しにより、合理化・効率化を行う。</p>	<p><b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>50 事務処理の見直しに関する基本方針を策定し、合理化・効率化を推進する。</p> <p>51 学長直轄の監査室による計画的な業務及び会計に関する監査を実施する。</p>
<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増</b></p>	<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するため</b></p>

<p><b>加に関する目標</b></p> <p>外部研究資金その他の自己収入を増加させるために組織的な取組を行う。</p>	<p><b>の措置</b></p> <p>52 科学研究費補助金の申請率100%を目指し、採択件数を増加させるとともに、GP、受託・共同研究、公募型助成金等外部資金の増加に向けて取り組む。</p> <p>53 「北海道教育大学教育支援基金」の安定的運用を実現するため、効果的な募金活動を行う。</p>
<p><b>2 経費の抑制に関する目標</b></p> <p><b>(1)人件費の削減</b></p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>54 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>
<p><b>(2)人件費以外の経費の削減</b></p> <p>管理的経費を削減する。</p>	<p>55 管理的経費に関し不断の見直しを行い、経費の削減を実現する。</p>
<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>大学の資産を有効活用する。</p>	<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>56 施設・設備の使用状況を点検・評価し、必要かつ計画的な整備を実施して資産価値を維持しつつ有効活用する。</p>
<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b></p> <p>評価の定着を図り、評価活動を大学運営に有用なもの</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>57 評価体制の整備を行い、評価に関する広報を充実させ、評価を大学諸活動と一体的で必然的</p>

<p>するシステムを実現する。</p>	<p>な活動として実現する。</p> <p>58 自己評価・外部評価及び認証評価を実施・受審し、大学運営の改善に資する。</p>
<p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b></p> <p>全学的広報体制を改善し、社会への説明責任を果たすとともに、地域における存在意義を向上させる。</p>	<p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>59 全学的な広報体制を再構築し、全学内で情報を共有する広報を推進し、大学運営に資する。</p> <p>60 情報公開・情報発信体制を充実させ、社会への説明責任を果たすとともに、大学のブランド力を高める企画を推進して、地域における存在意義を高める措置を講ずる。</p>
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>自然との調和を図り持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成する。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>61 「地球温暖化対策に関する実施計画」に基づき、環境負荷低減を推進する。(平成19年度を基準として、平成24年度までに、温室効果ガスの排出量を5%削減する。)</p> <p>62 学生・教職員が快適に生活できるようにキャンパス環境を向上させるため、学生・教職員が協働して構内美化を進めるとともに、施設の整備を推進する。</p>
<p><b>2 安全管理に関する目標</b></p> <p>① 日常的なリスク管理を徹底し、より安心・安全なキャンパスづくりを行う。</p>	<p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>63 「危機管理は日常から」を踏まえ、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指し、危機管理体制を充実させる。</p>
<p>② 適正な環境で就労及び修学ができるようする。</p>	<p>64 人権侵害防止に取り組み、教職員の行動規範を周知徹底するとともに、メンタルケアを含む安全衛生管理を強化する。</p>
<p><b>3 法令遵守に関する目標</b></p> <p>法令遵守(コンプライアンス)の体制を確立する。</p>	<p><b>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>65 監査機能の強化並びに公益通報者保護規則の周知徹底に取り組む。</p>

中期目標

中期計画

別表（学部，研究科）

学部	教育学部
研究科	教育学研究科

別表（収容定員）

平成22年度	教育学部	4,840人	（うち教員養成に係る分野 2,800人）
	教育学研究科	360人	〔うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人〕
平成23年度	教育学部	4,840人	（うち教員養成に係る分野 2,800人）
	教育学研究科	360人	〔うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人〕
平成24年度	教育学部	4,840人	（うち教員養成に係る分野 2,800人）
	教育学研究科	360人	〔うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人〕
平成25年度	教育学部	4,840人	（うち教員養成に係る分野 2,800人）
	教育学研究科	360人	〔うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人〕
平成26年度	教育学部	4,840人	（うち教員養成に係る分野 2,800人）
	教育学研究科	360人	〔うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人〕
平成27年度	教育学部	4,840人	（うち教員養成に係る分野 2,800人）
	教育学研究科	360人	〔うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人〕